

議案第 11 号

令和 7 年度伊賀市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度伊賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	40,300 戸
(2) 年間総給水量	13,750,000 m ³
(3) 一日平均給水量	37,671 m ³
(4) 主要な建設改良事業	原水及び浄水施設事業 314,039 千円
	給水区域内配水施設事業 832,823 千円
	庁舎改良事業 31,034 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	3,221,087 千円
第 1 項 営業収益	2,554,840 千円
第 2 項 営業外収益	666,247 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	3,134,667 千円
第 1 項 営業費用	2,838,252 千円
第 2 項 営業外費用	286,315 千円
第 3 項 特別損失	5,100 千円
第 4 項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,272,699千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,207,646千円
第1項 国庫補助金	39,871千円
第3項 負担金	149,164千円
第4項 他会計補助金	235,011千円
第5項 企業債	763,500千円
第9項 固定資産売却代金	100千円
第10項 その他資本的収入	20,000千円

支 出

第1款 資本的支出	2,480,345千円
第1項 建設改良費	1,294,934千円
第2項 企業債償還金	882,673千円
第3項 ダム負担金	292,738千円
第7項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
伊賀市水道施設整備事業送配水管賃借料	令和8年度から令和10年度まで	22,109千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 763,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金等について、 利率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	政府資金及び特定資金につい ては、その融通条件により、銀 行その他の場合には、債権者と の協定によるものとする。ただ し、企業財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若 しくは繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
計	763,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 300,857千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、23,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
ソフトウェア	上下水道台帳システム	1 式

令和7年2月25日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚